

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目		26-11. 児童福祉事業			協議細目	
調整方針						
項目		参 考 資 料				
児童手当						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
根拠法令等		児童手当法 関市児童手当等支給条例	児童手当法	児童手当法 板取村児童給付金支給規則	児童手当法	児童手当法 上之保村繁栄条例
児童手当額 (月額)	第1子	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	第2子	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	第3子以降	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
市町村単独 手当額 (月額)	対 象 者	15歳に達した日から最初に到来する3月31日までの児童を4人以上養育している保護者。  * 児童手当法の支給対象児童は該当しない。	/	6歳未満の児童及び6歳に達した日以後最初の3月31日に至る前の児童を含む3人以上の児童を監護し、これと生計を同じくするその父又は母。父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない就学前児童を含む3人以上の児童を監護し、その生計を維持する者。  * 前年の所得が、児童手当法によって計算した額以上のときは支給しない。	/	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円  義務教育就学前までの児童。  * 児童手当法の支給対象児童は該当しない。

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
出産奨励手当支給					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
事 業 名			出産祝金	児童誕生日プレゼント	出産手当
根 拠 法 令 等			板取村子宝手当金支給条例	武儀町児童誕生日プレゼント条例	上之保村繁荣条例
対 象 者				現に18歳未満の児童等を2人以上養育しており、更に3人以上養育するに至った養育者。前記の養育者が亡くなった場合は、それに代わる養育者等。	
支 給 要 件			村内に居住する者が出産し、かつ当該出産した者並びにその配偶者が引き続き村内に居住する意思を有する場合	対象児童が、満1歳の誕生日以前6ヶ月以上町内に住所を有する者が、プレゼント決定の日から引き続き3年間住所を有する者	村内に住所を有し、3人以上出産した者について、3人目から
支 給 額			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3子の出産の場合 20万円</li> <li>・第4子の出産の場合 35万円</li> <li>・第5子以上出産の場合 1人につき、50万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の児童1人につき 50万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3人目から1人につき 50万円</li> </ul>
返 還			支給を受けた後、1年未満で離村するとき 支給額の60% 支給を受けた後、1年以上2年未満で離村するとき 支給額の30%	支給を受けた後、1年未満で転出するとき 支給額の60% 支給を受けた後、1年以上2年未満で転出するとき 支給額の30%	交付を受けた後、1年未満で転出するとき 交付額の60% 交付を受けた後、1年以上2年未満で転出するとき 交付額の30%

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
乳幼児医療助成					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
対 象 者	就学前の者  入院：0歳～就学前 外来：0歳～3歳未満	5歳未満児  入院：0歳～5歳未満 外来：0歳～3歳未満	6歳に達した日以後の最初の3月31日に到達する者 入院：0歳～就学前 外来：0歳～就学前	6歳に達する日の属する月の末日の者 入院：0歳～6歳 外来：0歳～6歳	就学前の者  入院：0歳～就学前 外来：0歳～就学前
所 得 制 限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来
助 成 方 法	0歳～3歳未満：現物支給 3歳～就学前：償還払い	0歳～3歳未満：現物支給 3歳～就学前：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い
母子家庭等医療費助成					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
対 象 者	18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童	20歳未満の児童を扶養している者と20歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童
所 得 制 限	制限なし	児童扶養手当所得制限額	制限なし	制限なし	制限なし
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来
助 成 方 法	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料							
父子家庭医療費助成								
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村			
対 象 者	18歳未満の児童を監護している父子家庭の父及び18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び18歳未満の児童	20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び20歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び18歳未満の児童	/			
所 得 制 限	児童扶養手当所得制限額	児童扶養手当所得制限額	所得税非課税世帯	制限なし				
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来				
助 成 方 法	県内・外とも償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内・外とも償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い				
児童センター等								
区 分	関 市			洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	
名 称	わかかさ児童センター	山ノ手児童センター	倉知児童ホーム	/	/	/	/	
事 業 内 容	指 導 員	指導員 3人 (常駐2人)	指導員 2人 (常駐1人)					指導員 1人 (常駐なし)
	時 間	9:00~17:00	10:00~17:00					13:00~17:00
	休 館 日	月曜、祝日の翌日 年未年始	第3日曜、祝日 年未年始					土・日曜、祝日 年未年始
	利 用 者	162人/日	44人/日	10人/日				
子育てサロン事業								
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村			
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサロン事業計画</li> <li>*平成16年度~</li> </ul>	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の親子が自由に集い、交流できる「子育てサロン」の開設</li> <li>・育児不安の軽減 (子育てコンサルタントの配置)</li> <li>・子育ての仲間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の親子が自由に集い、交流できる「子育てサロン」の開設</li> <li>・育児不安の解消</li> <li>・子育ての仲間づくり</li> </ul>			
				武儀町集落センター	かみのほの木センター			
				週3回	週2回			
実施場所								
実施回数								

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>【児童手当】  「西濃圏域合併協議会」  新市において引き続き実施するよう調整する。</p> <p>【出産奨励手当】  「飛騨市」  子づくり、出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。  「郡上郡町村合併協議会」  出産祝い金等の取扱いについては、少子化対策及び福祉の増進を図ることを目的に、次のとおり調整し、新市において実施する。なお、合併の前に各制度の適用を受けている場合は、引き続き、適用を受けるものとする。  美並村、明宝村、和良村の制度を踏まえながら、新制度を創設して実施する。</p> <p>【乳幼児医療費助成】  「岐阜広域合併協議会」  乳幼児医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐南町の例により、入院・外来ともに就学前の乳幼児を対象とするものとする。  「山県市」  乳幼児医療費助成については、新市において、対象者を小学校就学前（6歳に達した日以降における最初の4月1日）までの児童とし実施する。</p> <p>【母子家庭等医療費助成】  「岐阜広域合併協議会」  母子家庭等医療費助成については、現行のとおりとする。  「山県市」  母子家庭等医療費助成については、伊自良村単独事業分を除き、新市において県の補助基準により実施する。  母子家庭等医療費助成における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成については、廃止とする。</p> <p>【父子家庭医療費助成】  「岐阜広域合併協議会」  父子家庭医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から笠松町、北方町及び岐南町の現行制度を基に母子家庭等医療費助成と同様の制度とするものとする。</p> <p>【児童センター】  「岐阜広域合併協議会」  児童館の管理運営については、現行のとおりとする。</p>